

令和9年度予算編成に関する基本方針

区では現在、総合計画・実行計画等の改定作業を進めているところである。令和9年度は、改定後の計画が新たにスタートする年であり、基本構想に掲げる将来像「みどり豊かな 住まいのみやこ」の実現に向けた取組を新たな段階に進める重要な年度となる。

一方、我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響や金融資本市場の変動など、依然として先行き不透明な状況にあり、今後の景気動向には引き続き注意を払う必要がある。

区財政においては、令和8年度当初予算において、区民所得や企業収益の堅調な推移を踏まえ、基幹的な収入科目である特別区税や特別区財政交付金の増額を見込んだところであるが、市町村民税法人分の一部国税化やふるさと納税制度等の不合理な税制改正による減収額は、単年度で200億円を超える規模となるなど、歳入構造上の厳しい制約が継続している。また、令和8年度与党税制改正大綱では、固定資産税について必要な財源を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得るとされており、その動向によっては、今後の区財政に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

さらに、歳出面では、社会保障関連経費の増加に加え、物価高騰や人件費上昇等を背景とした委託料・工事請負費等の高止まりが続いている。また、物価高騰に直面する区民生活等への支援や首都直下地震等の災害への備えなど、足元の喫緊の課題への対応が求められている。これに加えて、気候変動対策やジェンダー平等の推進、誰もが健康で幸福に暮らし続けることができる地域社会の実現に向けた取組など、分野横断的な取組を着実に進めていく必要がある。

このように、行政需要が多様化・複雑化する一方、財政運営を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にある。こうした中にあっても、区は、区民の安心を守り、幸せを創る取組と持続可能な行財政運営の両立を図りながら、改定後の計画に位置付ける施策・事業を着実に推進していかなければならない。

そのためには、区政の第一線で区民と接する各部門が、「対話の区政」を通じて把握した区民意見や地域の実情を十分に踏まえながら、創意と主体性を発揮し、各事業の必要性、有効性及び効率性を改めて検証するとともに、最大限の歳入確保と不断の事業見直しを図り、限られた財源を真に必要な施策へ重点的に配分していくことが重要である。

以上の点を踏まえ、令和9年度の予算編成は、以下の方針に基づき行うものとする。

1 全般的事項

(1) 「総合計画・実行計画等」の着実な推進

令和9年度は、改定後の総合計画・実行計画・その他関連計画がスタートする重要な年度であることから、基本構想が目指す将来像の実現に向けて、改定後の計画に位置付ける事業については、事業目的や指標の目標値との整合を図りながら、必要な経費を確実に見積もること。

(2) DXの積極的な推進等

今般の計画改定では、これまで以上に新たな区民サービスの創造や業務変革を見据えた方針とするため、デジタル化推進計画を改定し、名称を「杉並区DX推進計画」に変更することとしている。計画事業に限らず、各事業の実施に当たっては、デジタル技術の活用や業務プロセスの見直しをより一層積極的に検討し、区民サービスの向上及び業務の効率化・高度化を図ること。

また、令和7年10月の「情報インフラの再構築」を契機とした執務環境の改善及びペーパーレス化の取組についても、職員の働き方の質の向上につながるよう、継続して推進すること。

(3) 区民ニーズ等の把握・反映

聴く・オフ・ミーティングや（仮称）デザイン会議など、区民との対話により得られた区民ニーズ等を踏まえるとともに、区民生活や区内事業者の実態、地域の実情等を様々な機会を通じて十分に把握した上で、それらを政策資源として活用しながら、必要な施策展開を図ること。

(4) 事業の見直し・経費の精査等

既定事業を含む全事業について、行政評価制度等を活用し、事業の必要性、有効性及び効率性の検証を行い、事業の見直し、廃止、整理統合又は縮小を検討すること。特に、今年度から開始した「事務事業の見直し等の促進に向けたヒアリング」の対象事業や、当該取組を通じて各課に示した複数年度にわたり執行率が低い事業や成果指標の達成率が低い事業については、管理職の適切な関与の下、廃止の視点も含め、事業の見直しの可否を必ず検討すること。

また、経費の見積もりに当たっては、直近年度における決算数値や執行状況を踏まえ、必要最小限の金額とするなど、経費の縮減を図ること。

(5) 事業のスクラップ・アンド・ビルド

実行計画外の新規・拡充事業について、状況の変化に応じて予算計上する場合は、必ず既定事業の見直し（廃止・縮小）を行い、その財源を確保した上で必要な経費を見積もるとともに、見直しを行った既定事業については具体的資料を提出すること。課内での財源確保が困難な場合は、部内において調整すること。

(6) 人件費の適正化

デジタル技術の活用や業務プロセスの見直しにより業務の効率化等を図るとともに、真に必要な事業への適切な人員配置と、優先度の低い事業の縮小・見直しによる人員の最適化を併せて検討するなど、効率的かつ生産性の高い執行体制の構築を進めること。

また、「杉並区職員ワーク・ライフ・バランス推進プラン」に基づき、超過勤務の縮減に加え、育児休業や介護休暇等を取得しやすい職場環境づくりや柔軟な働き方の推進に取り組むことにより、職員の健康保持及びワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、人件費の適正化に努めること。

(7) 国・都の動向等の注視

国・都の施策の動向や社会の動向に細心の注意を払い、常に先を見据え、制度改正や補助制度活用の可能性等を十分に確認した上で、必要な経費を見積もること。

(8) 分野横断的な取組の推進

区を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中、個別分野のみでは解決が困難な行政課題が増加していることから、各部においては、以下に掲げる事項をはじめとして、分野横断的な視点を持って必要な取組を検討し、予算要求に反映すること。

気候変動対策については、2030年カーボンハーフの実現に向け、区立施設のZEB化や再生可能エネルギーの活用など、区が率先して取り組むとともに、区民・事業者との連携の下、「緩和策」と「適応策」の双方を着実に推進すること。

また、ジェンダー平等社会の実現に向け、あらゆる施策・事業にジェンダーの視点を取り入れる「ジェンダー視点の主流化」を推進するため、各部においては、今年度実施する事業点検の結果を踏まえ、必要な見直しや改善を進めること。

さらに、地域での暮らしを通じて誰もが健康で幸福に暮らし続けることができる地域社会の実現を目指す「スマート・ウェルネス・シティ」の考え方を踏まえ、各事務事業が区民の健幸の向上にどのように寄与するかを意識しながら、必要な取組を検討し、その必要性や期待される効果を十分に踏まえた上で、予算要求に反映すること。

(9) 特別会計

特別会計については、設置の趣旨に基づき編成すること。特に、一般会計との均衡を失しないよう十分配慮し、合理的基準により経費を算出するとともに、収入の確保に最大限努めること。

(10) 管理職の関与

管理職員は、現下の財政状況や各事業の意義・目的を踏まえ、予算編成に関して職員に対し適切な指示を行うとともに、各所管の見積もり内容について、事業の必要性、優先度及び積算根拠を含めて十分に把握すること。

(11) 予算編成過程の公表等

区財政への理解は、区政への区民参加の前提となるものであることから、予算編成過程の公表に加え、財政の仕組みや財政状況についても、継続して区ホームページや各種広報媒体、ダッシュボード等を活用し、区民に対して幅広く分かりやすい情報発信に取り組むこと。

2 歳出

(1) 経常的・定例的経費の削減

経常的事務費や需用費、備品購入費等については、部門間での再利用や適切な在庫管理等により充足できるよう努め、新規購入は必要最小限となるよう見積もるなど、一層のコスト削減に努めること。

委託の新規導入や更新の際には、令和8年2月に策定した「杉並区委託導入の指針」に基づき、その必要性や費用対効果、実施手法等を十分に検証した上で、業務ごとに最適な実施方法を選択すること。

また、委託料等の積算に当たっては、最新の実勢価格や消費者物価指数等の客観的な指標に基づき、人件費や物価等の変動要因を適切に反映すること。その上で、必要に応じて従前とは異なる事業者からの見積もり徴取や委託内容・範囲の精査を行うなど、経費の抑制に努めること。

(2) 公共工事に係る経費

区が発注する公共工事の経費については、労務単価の上昇や建築資材の高騰、猛暑対策や建設業における働き方改革の進展等に伴う工期への影響等を踏まえ、その必要性及び優先度を十分に考慮した上で見積もること。

施設の改築等に当たっては、事業の構想・設計の段階から、用地の有効活用や将来の利活用等の視点を踏まえ、真に必要な規模・内容となっているか等について精査を行い、ライフサイクルコストの縮減につながるよう努めること。また、施設の改修については、単に年次修繕計画に基づき計上するのではなく、将来にわたって長く使い続けることができるよう、個別に施設の老朽度、劣化度を判断した上で、必要な経費を見積もること。

(3) 特定公契約対象業務の経費等

施設運営パートナーズ制度の指定管理料については、区が指定管理者と交わした協定書の内容が遵守され、指定管理者のノウハウの幅広い活用又は専門性の確保により、更なる区民サービスの向上が図られるかを精査・確認すること。また、光熱水費の増や従事者の適切な労働環境の確保に必要な経

費についても、十分に精査して見積もること。

なお、その他の特定公契約対象業務の経費についても、公契約条例に基づき、労働報酬下限額を上回る適切な人件費を見込むなど、必要な経費を適切に見積もること。

(4) 補助金の見直し

補助金の原資は区民の税金であり、交付状況やその使途、補助金を交付することによる効果や必要性について、区民への説明責任を果たせるものでなければならない。各所管においては、令和5年度に更新した「補助金交付基準及び検証・評価基準」を踏まえ、補助金検証・評価シートを活用し、終期を迎える補助金に限らず、全ての補助金について、必要に応じた見直し・検証を行った上で見積もること。

(5) 再生可能エネルギー電力調達の取組

区立施設で使用する電力の光熱費については、区立施設への再生可能エネルギー電力調達の取組方針に基づき、適正に見積もること。詳細については後日通知するので、それに従い対応すること。

3 歳入

(1) 特別区税

特別区税については、経済情勢や区民所得の動向、ふるさと納税による影響額、過去における決算の状況、さらには税制改正の動向等も踏まえて詳細な検討を行い、国や都の状況等を踏まえ、可能な限りの収入を見積もること。

また、財源の確保と負担の公平性の確保の観点から、滞納整理の一層の促進など、区税等の収納率の向上に向けた取組を強化し、最大限の歳入の確保に努めること。

(2) 税外収入

保険料、使用料等の税外収入については、収入未済対策を強化し、収納率の向上に努めること。特に、保険料等の継続的な収入については、口座振替の利用勧奨を徹底するなど、滞納の未然防止に努めること。

ふるさと納税については、区の魅力発信や来街者の増加、地域経済の活性化等につながる返礼品及び寄附メニューの充実を図るなど、寄附受入額の増加に積極的に取り組むこと。

また、区立施設については、施設利用者の意見等を踏まえ、指定管理者等と連携しながら利便性やサービスの向上を図るなど、利用促進に向けた取組を進め、使用料収入の確保に努めること。

(3) 国・都支出金

国・都支出金については、国等における制度改正や予算編成の動向を十分

注視し、新たなメニューの把握に努めるとともに、他自治体での活用状況を調査し参考にするほか、補助制度に合わせて事業を見直すなど、あらゆる手段により獲得可能な特定財源の積極的な確保に努めること。

4 その他

予算の見積もりについては、財務会計システムによることとし、見積方法等の事務処理については、別途通知するので遺漏のないよう留意すること。